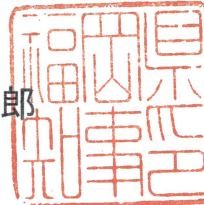


産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡県太宰府市三条三丁目19番1号
氏名 セリ・コーポレーション株式会社
代表取締役 世利 真治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 4 年 12 月 25 日

許可の有効年月日 令和 9 年 12 月 24 日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) を記載すること。)

中間処理 (選別): 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等 (以上3品目については、自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8品目

中間処理 (圧縮): 廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び圧縮により破砕されるものを除く。)、紙くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。) 以上4品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) を記載すること。)

選別施設: 設置場所 福岡県太宰府市大字北谷字小原953番4

設置年月日 平成29年7月1日

処理能力 20.1 t/日 (8時間)

圧縮施設: 設置場所 福岡県太宰府市大字北谷字小原953番4

設置年月日 平成29年7月1日

処理能力 4.49 t/日 (8時間)

以下余白

(以下裏面記載)

3. 許可の条件

- (1) 中間処理（選別）に係る処理前産業廃棄物の保管数量は47.9m³以下とすること。
- (2) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（木くず、ガラスくず等（廃石膏ボードに限る。））の保管数量はそれぞれ7.98m³以下とすること。
- (3) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（混合廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず））の保管数量は13.2m³以下とすること。
- (4) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ゴムくず）の保管数量は1.04m³以下とすること。
- (5) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ガラスくず等）の保管数量は6.97m³以下とすること。
- (6) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（がれき類）の保管数量は5.85m³以下とすること。
- (7) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ふるい下残さ）の保管数量は0.42m³以下とすること。
- (8) 中間処理（圧縮）に係る処理前産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず）の保管数量はそれぞれ7.98m³以下とすること。
- (9) 中間処理（圧縮）に係る処理前産業廃棄物（繊維くず）の保管数量は1.04m³以下とすること。
- (10) 中間処理（圧縮）に係る処理後産業廃棄物（繊維くず）の保管数量は1.3m³以下とすること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 4年12月25日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

